## 消防広域推進計画(案) 主な修正箇所

## を 修正の方針:

前回の検討委員会でいただいた意見や市町村長との意見交換を基に「広域化は手法であり目的ではない」「県の役割をより積極的に」などの視点から修正を行った。

## (主な修正:

- ①第1章の構成を変更
- ②第1章で国の示す広域化のメリットに関する部分を削除
- ③第1章で平成18年6月の消防組織法の改正内容を追加
- ④第2章で「整備指針」に対する充足率の表を変更
- ⑤全体をとおして、検討委員会での意見の反映及び説明の追加

ページ	修正後	修正前	修正要旨
1~5 (第1章)	前文 1 広域化のねらい (1) 県内消防本部の抱える課題 ◀ (2) 人口減少が消防財政に与える ▼ 影響 (3) 新たな体制づくり ▼ 2 国の取り組み ▼ 3 広域化に向けた県の取り組みと ▼ 考え方	1 市町村消防の状況 - (1)消防とは - (2)小規模消防本部の課題 - (3)国の取り組み 2 本県の状況 - (1)県内消防本部の抱える課題 - (2)消防を取り巻く環境の見通し 3 本県における広域化の推進	見出しの整理 ・なぜ広域化なのか(本県の状況を踏まえて) ・国の取り組みはどうなのか ・県の取り組みをどうするか という流れに整理
	考え併せたとき、 <u>「県民のみなさん</u> <u>が・・・・・基本」という消防サービ スを</u>	考え併せたとき、 <del>住民に対し</del> ・・・	消防サービスの考えを挿入(第7章から移行)
2	<u>将来にわたり維持できるような消防体制</u> <u>にしていく必要があります。</u>	将来にわたり必要なサービス水準が維持 できるような消防の体制を作り上げてい く必要があります。	上記に併せて文章表現の修正

4	国では平成18年6月に消防組織法を改正し、次の事項を定めました。 (ア)市町村の消防の広域化の理念及び定義(第31条) (イ)消防庁長官による基本指針の策定(第32条) (ウ)都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等(第33条) (エ)広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成(第34条) (オ)国の援助及び地方債の特別の配慮(第35条) そして、同法に基づく・・・	国では平成18年6月に消防組織法を改正し、同法に基づく・・・	改正消防組織法の骨子を記載。
4	削除	広域化によるメリットとして消防庁は、 <住民サービスの向上> (ア)災害時における初動体制の・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消防庁の掲げる広域化のメリットを削除
5	基本認識で <u>おおむね</u> 一致し <u>ました。そして、</u> 広域化の組み合わせについては、	基本認識で一致し、広域化の組み合わせについては、	前回検討委員会での「「基本認識で一致」は言い過ぎで はないか」との意見を反映
5	組み合わせについては、 <u>「市町村合併構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>		前回検討委員会での「委員会で出た他の組み合わせについての意見も併記しては」という意見を反映
5	・・・消防本部体制」を目指 <u>すことが必要と判断しました。</u> そのためには、広域消防の体制や・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・消防本部体制」を目指し、 <b>より具</b> <b>体的な検討</b> を進めていくことが必要と判 断しました。	
8	【消防職員数及び消防車両数】 【「整備指針に対する充足率」】 の表に変更	【平成18年度の消防力の整備指針に基づく職員と車両の充足率】の表	市町村長訪問時に「各消防本部ごとで指針に対する考え 方が違いすぎる」との意見に基づき、実数及び県と国の 平均充足率を示す表に変更

9	火災・救急・救助の件数の推移 の表中、救助件数の最近5カ年の数値を修正	火災・救急・救助の件数の推移 の表	データを取り違えていたための修正。
10	<u>救助出動は、昭和50年の62件から平成17</u> 年には470件と大きく増加してきていま す。特に近年は500件前後で推移してお り、	救助出動件数の平均は190件ですが、増加と減少を繰り返しています。また、平成7年以降は200件を超えて推移しており、	上記に併せて文章の修正。
16	②3ブロック案 (ア) 小規模消防本部の解消が可能 <u>(管</u> <u>轄人口30万人以上は一つのブロッ</u> <u>クのみ)</u>	(ア)小規模消防本部の解消が可能	前回検討委員会での「「人口30万人以上」を項目立てしてよる標記しなくても自いのでは、しの考問な反映し
16	③1ブロック案 (ア)小規模消防本部の解消が可能 (管轄人口30万人以上) (イ)再配置可能人員は72名	③1ブロック案 (ア)小規模消防本部解消が可能 (イ)効率的な運営が可能とされる管 轄人口30万人以上を達成 (ウ)再配置可能人員は72名	てまで標記しなくても良いのでは」との意見を反映し、 ( ) 書きに修正
16	※ <u>「再配置可能人員は・・・・・・・・</u> 人数を表したものではありません」	記載なし	前回検討委員会での「再配置可能人員が実際に配置できる数字ではない」との意見を反映。
20	(ア) ~ (カ) ( <u>キ) 防災行制無線の放送設備等を消防</u> 本部に設置することによる災害広報体制 の強化	(ア) ~ (カ)	前回検討委員会での「基本指針どおりの表現にしては」 という意見を受け(キ)を追加。ただし、設備名称は高 知県用に修正。

21	広域化によって現状の消防サービスが低下しないことを前提として、各消防本部の運営状況をより詳細に分析し	消防のあり方や広域化の課題を解決する具体的な方策の検討は勿論のこと、 広域化によって現状の消防サービスが 低下することのないよう、 <b></b> 地域の実情は	「消防サービスの低下」がないことを文頭に出して強調。
21	広域化のメリットを十分活かした消防のあり方や広域化の課題を解決する <u>ための</u> 具体的な方策の検討 <u>を行い、・・・・・ことが重要です。</u>	応じた消防サービスのあり方の議論も必要です。 「県民のみなさんが県内のどこに住んでいても、安心して暮らせることが基本」との視点に立ち、それを支えていくためには、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「地域の実情に応じた消防サービス・・・」「県民のみなさんが県内の・・・」以下の部分を第1章。移動され
21	同時に管轄する範囲が拡大 <u>します。このため、</u> 消防本部と消防署所 <u></u> 構成市町村、地域における自主的な防災組織との緊密な連絡・調整が可能となる仕組み・・・	同時に管轄する範囲が拡大しますので、 消防本部と消防署所や構成市町村との連 絡・調整、地域住民への行政サービスを 維持していくための仕組み・・・	前回検討委員会での「市町村だけでなく、自主防災組織 等との関係についても記載した方がよいのでは」との意
21	・・・「方面本部」といった考え方) <u>の</u> 導入 <u>や</u> 、消防本部で行っている事務の一 部を消防署に委任するなど、 <u>地域住民に</u> 密着した消防サービスが提供できる組織 体制をつくることが <u>大事</u> です。	・・・「方面本部」といった考え方)を導入したり、消防本部で行っている事務の一部を消防署に委任するなど、地域との繋がりを保ち、密着した消防サービスが提供できる組織体制をつくることが必要です。	日か戸映みていまり、 立会に区切りかまわてこいにと